



## イベント開催のご案内 - Women In Law Japan

### 日本における人身取引と現代の奴隷制

2018年4月19日 (木)

18:30 - 21:00

会場：西村あさひ法律事務所

100-8124 東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー

<https://www.jurists.co.jp/en/access>

参加費：5,000円

RSVP: [contact@womeninlawjapan.org](mailto:contact@womeninlawjapan.org)

参加者名(英字)とメールアドレス、及び紙ベースの領収書のご要望を下記アドレスまでお送り下さい。

Women In Law Japanより、2018年4月19日(木)に開催する特別イベントについてご案内いたします。このイベントでは、NPO法人ライトハウスの協力のもと、日本における人身取引と現代の奴隷制の問題をテーマに取り上げます。以下の方法による事前の申込みにより、性別を問わずご参加いただけます。満席になることが予想されますので、お早目にお申込みください。当イベントをご後援くださる西村あさひ法律事務所に感謝の意を表します。皆様のご参加をお待ち申し上げます。

人身取引とは、搾取し、利益を得ることを目的に、脅迫、詐欺、強要などの手段を用いて、人身を隠す、移送する、あるいは何らかの行為を強制することによってその人の自由の権利を奪う行為であり、現代の奴隷制と言えます。人身取引の被害者は、世界でおよそ2,100万人と推定されています。

日本は、人身取引排除に関する最低限のグローバル基準を十分には満たしていません。幼い子供を中心とした強制労働、搾取、性目的の人身取引の形態でこの問題が横行し、人身取引の目的地国、源泉国、経由国として知られています。女性に対する平等な機会の欠如、貧困、家庭内暴力(DV)、メディアや大衆文化における子供の性の商品化、このどれもがこの問題の要因となっています。組織犯罪が許容される余地があることも、社会的弱者が潤沢な資金を持つ日本の性産業の標的にされ、食べ物にされる温床となっています。

日本企業にとって、人身取引行為に資金提供したり、その行為から利益を得ている可能性のある組織・個人と取引を行うリスクを認識すること、そして人身取引に対する自社の立場や責任をいかに管理し、それを社内はもとより、ビジネスパートナー、ステークホルダー、顧客、世界のビジネス界にいかに示すかを明確に理解することは極めて重要です。自社のブランドや取引基盤、製品が、非意図的に違法行為の資金源や広告塔になっていないことに、確信を持ってなければなりません。

私たちの家族や地域社会のために、私たち全員が社会に蔓延する現実やリスクを理解し、認識することも必要不可欠です。

#### 18:30 - 開場 - 受付・ネットワーキング

参加費：5,000円(現金のみ、領収書の発行可) イベント飲食費として申し受けます。  
ウェルカムドリンク、軽食

19:00 - 開会の挨拶、西村あさひ法律事務所 パートナー 伊藤真弥

#### 19:10 - 日本における人身取引

ライトハウスより、国内での活動内容や被害者支援に関する説明

人身取引とは

国内での問題

リスクの高い標的・状況

実話ケーススタディ

#### 19:40 - 訴訟事例

日本での被害者支援の法的側面

法的環境について

法的課題

改革すべきこと

実際のケーススタディ

#### 20:00 - 企業事例

コンプライアンスプログラムの調査・実施からの学び

人身取引問題が企業にとって重要である理由

企業にとってのリスクポイント

リスク軽減対応

#### 20:30 - 質疑応答

20:45 - 21:00 - 飲食・ネットワーキング

## 講演者

### ライトハウス設立者・代表 藤原志帆子

人身取引と現代の奴隷制の撲滅への取り組みを専門とした日本で唯一の非営利組織、人身取引被害者サポートセンター ライトハウス（旧ポラリスプロジェクトジャパン）の設立代表者。人身取引や子供の性の商業搾取の問題を摘発しようという強い思いから、2004年以降、女性と子供の権利の擁護に取り組む草分け的存在。

ライトハウスは、人身取引被害者に対する直接的介入、相談その他の支援のほか、法執行機関や一般市民を対象にした被害者の特定方法の講習、国内での人身取引専用ホットラインの運営、公共政策改善のための提言、その他被害者を中心に据えた連携的対応の推進などを行っている。

藤原氏は、これまでに多数の委員会、コンソーシアム、世界的取り組みに関与し、女性や少女が被る深刻な搾取を世に認識させるために活動している。

### 大谷&パートナーズ法律事務所 人身取引被害者弁護団事務局長 皆川涼子

東京を拠点に活動する弁護士。2010年に弁護士登録（東京弁護士会所属）。日本国内外に居住する外国籍者が関わるさまざまな複雑な事案の取り扱いに豊富な経験を持つ。移民事案、家族・労働問題、難民支援などにも関与。

人身取引の問題にも熱意を持って取り組み、日本に連れて来られ、損害賠償や未払い賃金の支払いなどの司法救済を必要とする人身取引被害者への法的支援を主に行う、人身取引被害者弁護団事務局長を務める。詐欺による婚姻の無効を求める人身取引被害者の訴訟、移民関連事案、民事訴訟にも対応。

### FTIコンサルティング マネージングディレクター ベン・フォーエイカー

FTIコンサルティングの日本支社代表として、東京を拠点にリスク、調査、係争に関するコンサルティング業務をリードする。反社会的勢力や労働者の権利、人権の問題に関するビジネスリスクの特定・評価を含め、国内外での複雑な調査業務の主導に実績がある。

企業が人身取引や現代の奴隷制への資金提供、支援、これらによる搾取に非意図的にさらされるリスクを軽減するためのコーポレート・コンプライアンス強化に関する助言提供・実施支援業務を統括。

### 司会：西村あさひ法律事務所 パートナー 伊藤真弥

クロスボーダープロジェクトファイナンス分野を中心に、エネルギープロジェクト、取引、規制関連案件にも対応。同所インド・プラクティスチーム責任者として、現在は高速鉄道（新幹線）プロジェクトを含むインドでのさまざまなインフラプロジェクトに従事。

2002年の入所以降、エネルギープロジェクトやプロジェクトファイナンス、ストラクチャードファイナンス、国際金融、会社法全般において広範な実績を積み、多国籍企業、商業銀行、国際金融機関、プロジェクト開発者・スポンサーその他の組織を含め幅広い顧客に国際的な問題やクロスボーダー案件に関する助言を行っている。

モデレーター：西村あさひ法律事務所 パートナー 菅野百合

### 西村あさひ法律事務所 パートナー 菅野百合

M&Aおよび事業再生／倒産案件を専門とする一方、労働法や労働争訟にも積極的に関与し、現在は同所の労働法プラクティスチームを率いる。

入所以前は、2005年に大阪弁護士会の子どもの権利委員会に参画。困窮状態にある子どもとその家族のためのホットラインで支援を行ったり、子供向け法務教育プロジェクトに参加するなど積極的に活動。